入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年７月22日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
下野　浩史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中央合同庁舎第６号館改修⑳電気設備その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関１－１－１
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる発電設備工事を施工する。
敷地面積　72,435㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模
①Ａ棟　Ｓ造、地上21階地下４階
延べ面積　125,697㎡
②Ａ棟地下棟　ＲＣ造、地下３階
延べ面積　20,020㎡
工事種目　電灯設備、受変電設備、発電設備、火災報知設備、中央監視制御設備、建築工事、機械設備工事
主な内容　発電設備の更新
⑸　工期　令和４年11月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒁　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。
⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成17年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成17年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）ただし、建築一式工事における施工実績は含まない（入札説明書参照。）。
①　発電設備を更新又は新設する工事で、次の内容を含むもの。
・1,000kVA（単機容量）以上の発電装置（内燃機関のものに限る）の設置。
なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成17年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成17年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成17年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）（入札説明書参照。）。
②　発電設備を更新又は新設する工事で、次の内容を含むもの。
・500kVA（単機容量）以上の発電装置（内燃機関のものに限る）の設置。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。